

資料 2(差替) 第 2 回環境審議会以降における「原案の案」の作成・訂正内容について(案)

<差替>

1 緒言(「中間見直しにあたって」) の新規作成

◎掲載目的 ⇒ 中間見直しのあらましを説明するため

構成	頁 (資料 3-2)	内容
1 中間見直しの趣旨	p. 1	・計画策定の経緯、中間見直しの理由、中間見直しの対象及び見直し内容の概要を説明
2 第 5 次総合計画及びその他の関連計画との関係	p. 1	・本計画の課題や施策の見直しにあたって考慮すべき関連計画等との関係の概要を説明

2 第 4 章「施策の展開」 第 2 回環境審議会及び郵送による意見照会(10 月 23 日付け依頼)の結果に基づく訂正

※郵送による意見照会(10 月 23 日付け依頼)に対するご意見等はありませんでした。

No.	頁・項 (資料 3-2)	意見区分	意見内容	訂正内容	考え方
1	(全般)	第 2 回審議会	環境配慮事項については、市民等に対して命令調であると捉えられないよう、書き方に注意が必要。	<p>《環境配慮事項》</p> <p>◎全ての環境配慮事項の文末の表記(「～しましょう。’)について、現行計画と同じ「～します。」に戻します。</p>	<p>「原案の案」における「～しましょう。」という表記は、市が責任を持って計画を推進していく観点から、市から市民・事業者・市民団体に対する配慮・協力の呼びかけとして表したものです。しかし、この表記によって、環境配慮事項が「強制的な性質を帯びるもの」と誤解されることがあるため、現行計画の表記に戻すこととします。</p>

No.	頁・項 (資料 3-2)	意見区分	意見内容	訂正内容	考え方
2	p. 64-65 2-1「大気汚染を減らそう」	第 2 回 審議会	大気汚染に関して、微小粒子状物質 (PM2.5) は、PM10 や浮遊粒子状物質 (SPM) などと比較して一般の認知度が低いことから、違いを説明するなどの配慮が必要。	<p>《欄外補注》</p> <p>◎下記のとおり補注を追加します。</p> <p>『▼PM2.5 : 22 ページ参照』</p> <p>◎22 ページ(第 2 章第 3 節第 1 項「大気環境」)に下記のとおり欄外補注を追加します。</p> <p>『▼<u>微小粒子状物質 (PM2.5) : 大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が 2.5 μm 以下のもの。粒子が非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。</u>』</p>	<p>意見内容を反映し、PM2.5 について欄外補注を付け加えました。ただし、第 2 章においても PM2.5 に触れていることから、補注は第 2 章に付し、かつ、第 4 章からも検索できるようにしました。</p> <p>なお、第 2 章の欄外補注においては、「浮遊粒子状物質」(SPM) についての補注との併記となります。</p>
3	p. 68-69 2-3「水質を改善しよう」	第 2 回 審議会	河川・湖沼水質の改善策として、合成洗剤の不使用についての周知啓発を入れたほうがよい。	<p>《環境配慮事項 ; (1) 市民・市民団体》</p> <p>◎下記の項目を追加します。</p> <p>『<u>○合成洗剤の使用量を抑制します。</u>』</p> <p>《環境配慮事項 ; (2) 事業者》</p> <p>◎下記の項目を追加します。</p> <p>『<u>○合成洗剤の使用量を抑制します。</u>』</p>	意見内容を反映しました。
4	p. 70-71 2-4「有害化学物質による被害を防ごう」	第 2 回 審議会	環境指標としている大気中のダイオキシン濃度について、目標値は環境基準値に合わせているということだが、結果的に目標値が現状値よりも高い値になってしまっており、コメントの付記などが必要。	<p>《環境指標 ; 2-4-1 大気中のダイオキシン濃度》</p> <p>◎表外説明を下記のとおり訂正します。</p> <p>『2-4-1 有害化学物質については、大気中のダイオキシン類濃度の測定結果を環境指標とし、<u>環境基準値である 0.6pg-TEQ/m3 未満を維持し続けることを目標とします。</u>』</p>	<p>目標値が環境基準値に基づいていることをより簡明に記述しました。また、各目標値には「未満」を付していることから、濃度の上昇を目指していると誤解される恐れは少ないものと考えます。</p> <p>なお、大気中ダイオキシン濃度の環境基準値は、人の平均的な吸収量や、大気中濃度の現状等を踏まえ、人の健康を保護する見地から長期的に摂取される場合を想定して算定、設定されたものであり、この値を本計画における環境指標の目標値とすることについては、妥当であると考えます。</p>

No.	頁・項 (資料 3-2)	意見区分	意見内容	訂正内容	考え方																			
5	p. 73 2-6「放射線を正しく知ろう」	第 2 回審議会	放射線に対する市民の不安払拭の程度を量的に説明するデータは得られなかったということだが、例えば、局所的な除染の必要回数など、外形的な代替データは設定できるのではないか。	<p>《環境指標》</p> <p>◎下記のとおり環境指標及び表外説明を追加します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">環境指標</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="5">目標値</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-6-1 除染が必要となった場所の数</td> <td>3 箇所</td> <td>1 箇所以下</td> <td>1 箇所以下</td> <td>1 箇所以下</td> <td>1 箇所以下</td> <td>1 箇所以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-6-1 市民の不安払拭の程度を量的に説明するのは困難であるため、ここでは、放射能による汚染状況の一側面を表すものとして、公共施設及び住宅等において市による除染作業が必要となった場所の数を環境指標とします。市では、平成 24～26 年度、「白井市除染実施計画」に基づき公共施設及び住宅等の除染を進めてきましたが、平成 27 年度以降においても、空間放射線量率のモニタリング等によって同計画に定めた空間放射線量率の基準を上回る場所を発見した場合は、局所的な除染を行うこととしています。平成 26 年度においては、3 箇所の除染行いましたが、今後は、除染が必要な場所が年間 1 箇所以下となることを目指します。</p>	環境指標	現状	目標値					H28	H29	H30	H31	H32	2-6-1 除染が必要となった場所の数	3 箇所	1 箇所以下	1 箇所以下	1 箇所以下	1 箇所以下	1 箇所以下	意見内容を反映しました。(空間放射線量率ではなく、除染の必要回数を環境指標としました。)
環境指標	現状	目標値																						
		H28	H29	H30	H31	H32																		
2-6-1 除染が必要となった場所の数	3 箇所	1 箇所以下	1 箇所以下	1 箇所以下	1 箇所以下	1 箇所以下																		
6	p. 73 2-6「放射線を正しく知ろう」	第 2 回審議会	放射線に対する市民の不安払拭に係る環境指標の代替案を検討する場合、空間放射線量率については、地域によって差異が激しいことから用いない方がよい。																					

No.	頁・項 (資料 3-2)	意見区分	意見内容	訂正内容	考え方																				
7	p. 73 2-6「放射線を正しく知ろう」	第 2 回審議会	放射線に係る市の施策において、農産物の検査などが触れられていない。今後の見とおしが立たない面があるにせよ、実施の必要性がある事業については載せておくべき。	<p>《市の施策；(1)放射線の測定及び除染作業》</p> <p>◎下記のとおり訂正します。</p> <p>『当面の間、公共施設における空間放射線量率などの測定を継続するとともに、<u>必要に応じて、食品・水などの検査を行います。</u>併せて、国・県などの測定データを把握・整理し、市ホームページなどで公表します。</p> <p>また、必要に応じて局所的な除染作業を行います。』</p>	現在の検査対象物のうち、農産物を含めて、平成 32 年度まで継続する具体的な項目は未定ですが、現時点で可能な範囲で、食品・水等の検査の実施についての記述を加えました。																				
8	p. 78-79 3-1「ごみを削減しよう」	第 2 回審議会	ごみの資源化に関しては、資源回収団体の数も環境指標として適切では。	<p>《環境指標》</p> <p>◎下記のとおり環境指標を追加し、表外説明を一部訂正します。</p> <table border="1" data-bbox="871 762 1668 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">環境指標</th> <th rowspan="2">現状</th> <th colspan="5">目標値</th> </tr> <tr> <th>H26</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-1-3 資源回収運動団体の数</td> <td>36 団体</td> <td>38 団体</td> <td>39 団体</td> <td>40 団体</td> <td>41 団体</td> <td>42 団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-1-2、3-1-3 一般廃棄物の資源化については、<u>資源化率と、資源回収運動団体の数を環境指標とします。</u>このうち資源化率については、本計画期間中に近年の下落傾向に歯止めをかけることを目標とします。<u>また、資源回収運動団体は、PTA、自治会及び子ども会等の団体が資源回収を実施するものですが、平成 23～26 年度の 4 年間で合計 4 団体（年平均 1 団体）増えていることから、引き続き年平均 1 団体増加し、平成 32 年度までに 42 団体となることを目標とします。</u></p>	環境指標	現状	目標値					H26	H28	H29	H30	H31	H32	3-1-3 資源回収運動団体の数	36 団体	38 団体	39 団体	40 団体	41 団体	42 団体	意見内容を反映しました。
環境指標	現状	目標値																							
		H26	H28	H29	H30	H31	H32																		
3-1-3 資源回収運動団体の数	36 団体	38 団体	39 団体	40 団体	41 団体	42 団体																			

No.	頁・項 (資料 3-2)	意見区分	意見内容	訂正内容	考え方
9	p. 80-81 3-2「エネルギーを有効に使おう」、 p. 82-83 5-1「地球規模で環境を考えよう」	第 2 回 審議会	省エネルギーについての環境配慮事項について、夏季の対策と比べて冬季の対策が少ない。エネルギー需要は夏季より冬季のほうが大きいので、冬季の対策を増やすべき。	<p>《環境配慮事項；(1) 市民・市民団体》</p> <p>◎下記の 2 項目を追加します。</p> <p>『○冬季は一部屋に集まりこたつで団らんしたり、室内着を 1 枚増やすなど、自宅での暖房使用を抑えます。』</p> <p>『○温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉めます。』</p> <p>《環境配慮事項；(2) 事業者》</p> <p>◎下記の 1 項目を追加します。</p> <p>『○温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉めます。』</p>	意見内容を反映しました。
10	p. 80-81 3-2「エネルギーを有効に使おう」、 p. 82-83 5-1「地球規模で環境を考えよう」	第 2 回 審議会	事業者などの環境マネジメントシステムについては、ISO14001 やエコアクションなどの具体例を示したほうがよい。	<p>《環境配慮事項；(2) 事業者》</p> <p>◎9 行目「<u>環境マネジメントシステムの運用や環境認証の取得</u>」を「<u>環境マネジメントシステムの運用や環境ラベルの活用</u>」に訂正します。</p> <p>《欄外補注》</p> <p>◎「環境マネジメントシステム」について、下記のとおり訂正します。</p> <p>『▼環境マネジメントシステム：事業者などが環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制や手続きなどの仕組み。<u>代表的なものとして、国際基準の ISO14001、環境省によるエコアクション 21 などがある。</u>』</p> <p>◎下記のとおり追加します。</p> <p>『▼環境ラベル：環境保全に役立つ製品やサービスにマークを付けて消費者などに推奨するもので、日本では 1989 年の「エコマーク」が最初。「国際エネルギースタープログラム」など、省エネルギーに係るラベルも多数提唱されている。』</p>	意見内容を反映し、環境マネジメントシステムの具体例を欄外補注に追記しました。 また、「環境認証」という語については、「環境マネジメントシステムの認証取得」という意味も含まれることから、語意の重複を避けるため「環境ラベル」に置き換えるとともに、語意を欄外補注に追加しました。

No.	頁・項 (資料 3-2)	意見区分	意見内容	訂正内容	考え方
11	p. 80-81 3-2「エネルギーを有効に使おう」	第2回審議会	再生可能エネルギー設備の導入容量については、将来的に太陽熱利用なども集計に加えられるよう、「発電」に限定しないほうがよい。単位についても熱換算して表しておくほうがよい。	<p>《環境指標；3-2-3 市内における再生可能エネルギー発電設備導入容量》</p> <p>◎標題から「発電」を削除。</p> <p>◎現状値及び目標値の単位を「kW」から「kJ/s」（キロジュール/秒）に変更。</p> <p>◎表外説明の5～7行目（「一方、再生可能・・・目標にします。」）を下記の記述に変更。</p> <p>『また、市内における再生可能エネルギー設備導入容量については、当面の間は、実績値の継続的な取得可能性の観点から、発電容量を対象とします。市内における再生可能エネルギー発電容量は平成26年4月末からの1年間で約3,900kW増加するなど顕著な増加が見られることから、平成32年度までに合計30,000kWまで高めることを目標にします。なお、計画期間内において、熱利用など、電力以外の再生可能エネルギーの導入容量を継続的に把握できるようになった場合は、これらを合算した実績値を採用するものとし、目標値についても見直すものとします。』</p>	意見内容を反映しました。(1W=1J/s)
12	p. 86-87 5-1「地球規模で環境を考えよう」	第2回審議会	地球環境問題のうち、酸性雨については計画策定時と比べ問題としての比重は低下している。地球温暖化に係る記述と対等にすべきではない。	<p>《市の施策；(1)温室効果ガス排出抑制のための省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及》</p> <p>◎下記のとおり訂正する。</p> <p>『本施策に係る具体的な内容は、第3節第2項「エネルギーを有効に使おう」で市の施策として示した、「(1)住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及」及び「(2)市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大」と共通するものとします。</p> <p>さらに、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの積極的利用が、日常の市民生活や事業活動などにおいて「ふつうのこと」として定着するようにしていくため、第4節で述べた環境学習・環境教育や環境保全活動に係る施策とも連動し、各取組主体の意識の醸成に努めていきます。』</p>	温室効果ガス排出抑制のための省エネルギー推進・再生可能エネルギー普及に係る市の施策について、取り組みの定着に向けた内容を追加することによって記述量を増やし、酸性雨に係る記述との比重に変化を与えました。

3 「白井市都市マスタープラン」素案の一部変更に伴う訂正(第2章「環境の現状と課題」及び第4章「施策の展開」の一部)

No.	頁・項 (資料 3-2)	訂正内容	考え方
1	p. 30 第2章「環境の現状と課題」 4-2「景観・文化財」	<p>《(1)景観 4～7行目》</p> <p>◎下記のとおり訂正する。</p> <p>(訂正前) 市では、都市計画に関する基本的な方針である「白井市都市マスタープラン」において、<u>市街地及び田園集落地における景観の基本方針を定め、それぞれにおいて「白井らしさを感じることでできる空間形成を目指した計画的な景観誘導」と「市民の景観に関する取組みへの支援及び意識の醸成」を図っていくこととしています。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(訂正後) 市では、都市計画に関する基本的な方針である「白井市都市マスタープラン」において、「<u>本市の景観特性を感じることでできる空間形成を目指した計画的な景観誘導</u>」、「<u>市民の景観に関する取組みへの意識の醸成</u>」及び「<u>ゆとりある都市環境・都市景観形成を目指し、都市景観条例等の導入の検討</u>」を基本的な考え方として、<u>市街地景観と田園景観のそれぞれにおける基本方針を定めています。</u></p>	「都市マスタープラン素案」の一部に変更が生じたことから、同素案の内容に沿った記載箇所について、整合性確保のため訂正しました。
2	p. 74 第4章「施策の展開」 3-2「景観や文化財を守ろう」	<p>《市の施策》</p> <p>◎下記のとおり訂正する</p> <p>(訂正前) (1) <u>市街地と田園集落のそれぞれの個性を活かした、白井らしさを感じられる景観の形成</u> <u>ゆとりがあり調和のとれた都市景観の形成を目指し、地区計画の策定や都市景観条例の導入などを推進し、計画的な景観誘導を図ります。</u> <u>また、地域文化とともに培われてきた田園集落景観の保全のため、市民の自然・田園風景に対する意識の醸成や、市民の主体的な活動に対する支援を推進します。(後略)</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(訂正後) (1) <u>市街地と田園からなる本市の景観特性を活かした、魅力ある景観の形成</u> <u>ゆとりがあり調和のとれた市街地景観の形成を目指し、地区計画の策定や幹線道路沿道における屋外広告物の誘導などを進めるとともに、都市景観条例の導入などを検討します。</u> <u>また、生活や営農など地域文化とともに培われ、農地や自然空間が一体となった原風景とも言える田園景観の保全のため、市民の自然・田園風景に対する意識の醸成を図ります。(後略)</u></p>	

4 「資料編」の訂正

訂正箇所	頁（資料 3-2）	内 容
関係法令（環境基本法・千葉県環境条例・白井市環境基本条例）	p. 97-117	・法改正の反映（環境基本法） ・フォント及び段組みの統一
計画策定までの経緯、計画策定に係る審議会・委員会等	p. 118-123	・中間見直しに係る経緯及び名簿（環境審議会・庁内検討委員）の追加
平成 27 年度市民等アンケート結果	p. 124-159	・新規追加（※現行計画では策定時に実施したアンケート結果の掲載なし）